

## これまでの主な指摘

- ①「健康保険法等の一部を改正する法律案及び良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成18年6月13日 参議院厚生労働委員会）

三 後期高齢者医療の新たな診療報酬体系については、必要かつ適切な医療の確保を前提とし、その上でその心身の特性等にふさわしい診療報酬とするため、基本的な考え方を平成十八年度中を目途に取りまとめ、国民的な議論に供した上で策定すること。

- ②「医療制度改革大綱」（平成17年12月1日 政府・与党医療改革協議会）

（後期高齢者医療制度にふさわしい診療報酬体系）

後期高齢者医療制度の創設に当たっては、後期高齢者の心身の特性等にふさわしい医療が提供できるよう、新たな診療報酬体系を構築する。新たな体系においては、終末期医療の在り方についての合意形成を得て、患者の尊厳を大切にした医療が提供されるよう、適切に評価する。また、地域の主治医による在宅の患者に対する日常的な医学管理から看取りまでの常時一貫した対応を評価する。

（参考）「医療制度構造改革試案」（平成17年10月9日 厚生労働省）

（後期高齢者の診療報酬）

- 後期高齢者の心身の特性等にふさわしい診療報酬体系とすることとし、具体的には、特に次の点に重点的に配慮する。
- ・ ターミナルケアの在り方についての国民的な合意の形成を踏まえた終末期医療の評価
  - ・ 在宅における日常的な医学管理から看取りまで常時一貫した対応が可能な主治医の普及
  - ・ 在宅での看取りまでの対応を推進するための、医師、看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員（ホームヘルパー）等の連携による医療・介護サービスの提供
  - ・ 在宅医療の補完的な役割を担うものとしての、入院による包括的なホスピスケアの普及

③「今後の社会保障の在り方について」（平成18年5月26日 社会保障の在り方に関する懇談会）

V 社会保障分野に係る今後の課題

4 介護保険制度

（サービス体系全般の見直し）

- 在宅サービス等については、地域密着サービス、地域包括支援センターなどの新たなサービス体系について、その実施状況等を踏まえ、より効果的・効率的な体制の在り方について継続的に検討を行い、必要な見直しを行うべきである。あわせて、医療と介護の連携を含め、中重度者への重点的な対応を図ることが必要である。この場合、地域における高齢者の生活を支援する観点から、福祉施策と住宅施策の連携の強化を図ることが必要である。施設サービスについては、療養病床の見直しも踏まえ、入所者に対する医療提供の在り方を含め、基本的な在り方について見直しを検討すべきである。

④「介護保険制度の見直しに関する意見」（平成16年7月30日 社会保障審議会介護保険部会）

第1 制度見直しの基本的な考え方

Ⅲ. 新たな課題への対応－将来展望－

1. 新たな課題への対応

（4）地域ケアへの展開

－「家族同居」モデルから「家族同居＋独居」モデルへ－

（在宅と施設の「二元論」を超えて）

- ここで言う「地域ケア」は、これまでの「在宅ケア」と「施設ケア」の「二元論」を超える概念として位置づけられる。
- 現在においても、在宅ケアと施設ケアは急速に接近しつつあるが、その動きはさらに早まることが予想される。今後高齢者の独居世帯や重度者を支える観点からは、在宅ケアでは「夜間・緊急時の対応」を含めた365日・24時間の安心を提供する体制整備が必要となるし、一方、施設ケアにおいては、「在宅に近い環境」の下での個別ケアの実現が求められる。将来の方向として、両者を統合した地域ケアへの展開を目指すべき時期を迎えていると言えよう。

## 第2 制度見直しの具体的内容

### Ⅱ. 新たなサービス体系の確立

#### 3. 医療と介護の関係

(施設や居住系サービスにおける医療と介護の機能分担)

- さらに、介護施設や痴呆性高齢者グループホームなどにおける入所者の重度化への対応という観点から、医療保険制度と介護保険制度の分担の在り方についての検討が必要である。
- 実態としても、特別養護老人ホームや痴呆性高齢者グループホーム、特定施設などにおいて終末期を迎えるケースが生じており、こうした施設や居住系サービスにおけるターミナルケアの在り方は大きな課題となっている。ターミナルケアに限らず、日常的な健康管理や緊急時の対応も含め、こうした施設や居住系サービス利用者が、外部の専門医療機関や訪問看護等を利用する場合について、医療保険との関係も含めた基準・報酬の在り方を検討していくことが必要であろう。
- また、在宅との連携という観点からは、看護と介護の連携、施設入所時や短期入所時などにおける主治医の継続的な関わりやこれとの関連で施設における嘱託医の在り方など利用者にとってより適切な医療サービスと介護サービスが提供される体制の在り方について検討が求められる。

#### ⑤「2015年の高齢者介護～高齢者の尊厳を支えるケアの確立に向けて～」(平成15年6月26日 高齢者介護研究会)

### Ⅲ. 尊厳を支えるケアの確立への方策

2. 生活の継続性を維持するための、新しい介護サービス体系

(2) 新しい「住まい」：自宅、施設以外の多様な「住まい方」の実現

(要介護になってからの住み替え)

- 現行制度では、痴呆性高齢者グループホームと特定施設が該当。これらのサービスは、施設自体は「住まい」であり、住居費や食費は入居者が負担。介護保険制度は介護費用部分のみをカバーしている。
- 特定施設の対象(現在は、有料老人ホームとケアハウスのみ)を拡大し、自宅ではない新しい「住まい」に対して介護サービスが提供できる仕組みを考えていくべき。